

いっこうがなる
琴浦町一向平キャンプ場

指定管理者 募集要項

令和8年7月6日
鳥取県東伯郡琴浦町

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができます（指定管理者制度）。

琴浦町では、琴浦町一向平キャンプ場条例（平成19年3月20日条例第7号）に基づき設置された琴浦町一向平キャンプ場を、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と円滑な運営を図るため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集します。

なお、応募にあたっては、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的等を踏まえ、本募集要項を十分ご確認の上、ご応募くださいますようお願いいたします。

【参考】地方自治法第244条の2（抜粋）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

1 施設の概要

名 称	琴浦町一向平 ^{いっこうがなる} キャンプ場		
所 在 地	鳥取県東伯郡琴浦町野井倉688-129外		
開 設 年	昭和54年		
敷地面積	18,429㎡（うち、JA用地（借地）を含む）		
建物延床面積	783.45㎡		
主な施設内容	キャンプサイト	45区画	R2サイト区画整備
	管理棟	1棟	S56建設 H9改修
	森林体験・交流センター （サウナ施設含む）	1棟	H3建設 R2サウナ設置 R5屋根修繕
	水風呂	1基	R6建設
	バーベキューハウス	1棟	H7建設
	炊事棟	2棟	S54建設 H7改修
	トイレ	2棟	S56建設 H8改修
	休憩所	1棟	S57建設
	駐車場	S56整備	H7舗装 R4白線舗装
施設の運営状況 （令和7年度） の概要	1 キャンプ場利用件数	321件（延人数727人）	
	2 サウナ利用延人数	1,318人	
	3 キャンプ場売上	3,851千円	
	4 管理運営費（支出）	7,795千円	

○施設の面積等については別表1・2のとおり

※ 施設平面図の閲覧希望がある場合はご連絡ください。

※ 施設見学の希望がある場合はご連絡ください。



▲管理棟



▲森林体験・交流センター(サウナ施設含む)



▲水風呂



▲バーベキューハウス



▲炊事棟



▲トイレ



▲駐車場

2 施設の運営状況（参考：前指定管理者による運営状況）

ア 営業時間

月曜日 : 10:00～17:00

火曜日 : 定休日

水曜日 : 10:00～17:00

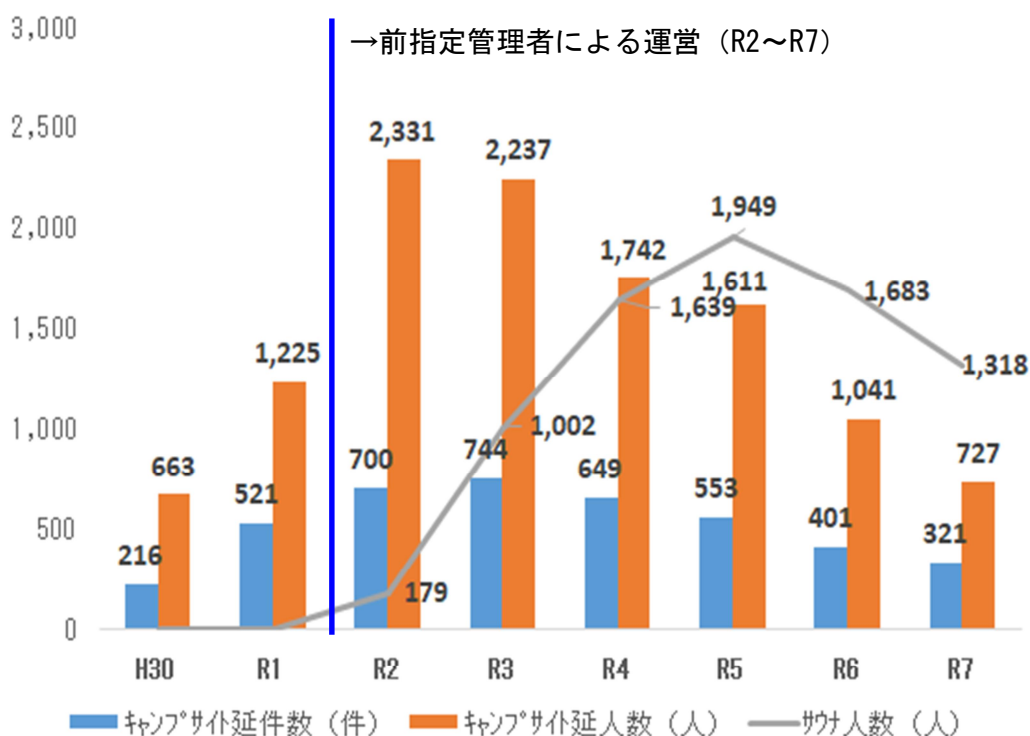
木曜日 : 13:00～17:00

金・土 : 10:00～20:00

日曜日 : 9:00～17:00

※冬期休業：12月中旬から3月中旬（水道設備凍結防止のため）

イ 利用状況（平成30年度から令和7年度まで）



ウ 収入及び支出の状況（令和5～7年度）

収入	R5	R6	R7
町指定管理料	3,000	3,000	3,300
キャンプ場売上	5,459	4,945	3,851
自販機手数料	26	21	13
合計	8,485	7,966	7,164

支出	R5	R6	R7
人件費	4,575	4,169	3,988
光熱費	942	941	894
通信費	128	124	196
備品・消耗品費	228	343	138
事業費	388	240	183
広告宣伝費	402	387	371
一部業務委託料	1,200	1,200	1,200
その他	1,577	934	825
合計	9,440	8,338	7,795

差額	△ 955	△ 372	△ 631
----	-------	-------	-------

3 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 施設の設置目的

本施設は、町民の観光レクリエーション活動の場を確保するとともに、中山間地域の振興及び町外からの誘客による観光振興を図るために設置した施設である。

(2) 基本方針・目標

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、利用者に質の高いサービスを提供するとともに、世代を超えて交流のできる、地域に根ざした施設とする。

また、合理的な運営により、本町の財政負担の軽減を図るとともに、指定管理者のノウハウを活用し、本町の観光拠点として、集客力の向上を目指す。

(3) 維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で全ての施設を清潔に保ち、かつその機能を正常に保持するとともに、次年度の運営を視野に入れて、必要な維持管理と保守点検、設備の更新を行うこと。

(4) 開館期間中の運営方針

- ・利用者の安全対策を第一に運営すること。
- ・利用者の平等、公平な利用を確保すること。
- ・利用者に対応する時は、明るい笑顔で挨拶し、親切・丁寧を心がけるように努めること。
- ・利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努めること。
- ・施設内を清潔に保つこと。

(5) 法令等の遵守

下記のほか、キャンプ場及びサウナ施設（水風呂含む）の運営に関連する諸法令を遵守すること。

- ・地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・自然公園法ほか関連法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律他衛生関連法規
- ・水質汚濁防止法
- ・消防法、消防法施行規則
- ・公衆浴場法
- ・琴浦町一向平キャンプ場条例
- ・琴浦町個人情報保護条例
- ・琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則
- ・食品衛生法他食品衛生関係法規（食材の調理又は飲食提供を行おうとする場合）
- ・その他関係法令、条例、規則及び要綱等

4 指定管理者が行う業務

(1) 施設及び設備、備品等の維持管理・安全管理に関すること

利用者の安全確保のため、また施設の運営に支障をきたさないよう、施設及び設備備品等の管理、更新を適切に行うこと。

破損、不具合の生じた時には速やかに町に報告を行うこと。

① 保守管理業務

ア キャンプ場内の美化に努め、草木の繁茂状況を見ながら随時伐採を行うこと。

イ 仕上げ材の浮き、ひび割れ、剥れ、カビ等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

ウ 建築設備（給排水設備、空調設備、電気設備）及びサウナ施設、水風呂は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、性能を維持すること。

エ 施設、設備などキャンプ場運営に必要な更新を行うこと。

オ 井戸の水質検査に係る取水業務、容器の収受に関すること。

② 清掃業務

キャンプ場内の環境を維持し、快適な状況を保つため、清掃業務を適切に行うこと。

ア 業務内容

キャンプサイト、トイレ、建屋内設備（サウナ施設を含む）、水風呂、備品、照明器具、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、環境整備に努めること。

環境整備について、作業員の雇用など地元雇用に努めること。

イ 日常清掃の範囲

キャンプ場敷地内及び景観維持のため必要と認められる範囲とする。

ウ 定期清掃の回数

美観を維持できる適正な回数を行うこと。

③ 備品等の貸与等

ア 備品等の貸与

当施設において、琴浦町が指定管理者に無償で貸与する備品は別表3のとおりとする。

イ 施設内設備・備品の保守管理

利用者の安全確保のため、また施設の運営に支障をきたさないよう、施設内の設備・備品の管理、更新を行うこと。

ウ その他備品等

指定管理者が必要とする備品等が生じた場合には、指定管理者の任意により備品等を購入又は調達し、本業務のために供することができる。

備品等の購入又は調達後は、台帳や目録等を整備し、琴浦町所有備品と明確に区分して適正に管理すること。なお、指定管理者が調達した備品等の所有権は、指定管理者に帰属する。

エ 消耗品等

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜購入し、管理を行うこと。町内事業者から物品を購入する等、町内事業者の活用に努めること。

(2) 施設の運営に関すること

① 職員の配置等に関すること

- ア 総括責任者（キャンプ場施設長等）1名を配置すること。
- イ サウナ施設、防火管理者等施設の管理運営に必要な人員を配置すること。
- ウ 職員の勤務形態は、キャンプ場の運営に支障がないようにすること。
- エ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- オ 当該施設の安全な管理運営ができるよう、業務の内容に応じて必要な知識・資格を有する職員を配置すること。
- カ 町内雇用の創出・推進に配慮すること。

② 施設の利用に関すること

- ア 施設の利用申請を受け付け、利用許可をすみやかに行うこと。
- イ 利用申請時には、利用者からの相談を受け付け、必要な指導・助言を行うこと。なお、目的外利用等、疑義の生じる相談があった際には、町と協議を行うこと。
- ウ 利用者から、利用料金を徴収すること。
- エ 公衆浴場法及び関連法令に基づきサウナ施設・水風呂のサービス提供を行うこと。
- オ 利用者数や徴収した利用料金等について、報告書を作成すること。書式・記載内容は、町と指定管理者との間で締結する協定において定めることとする。

③ 施設の利用促進に関すること

ア 広報活動に関すること

指定管理者は、施設の利用方法や案内図等を、施設利用者にわかりやすい場所に掲示すること。また、施設の情報発信のため、専用ホームページの作成やパンフレットの作成等により積極的に広報を行うこと。

イ 利用時間等の延長に関すること

指定管理者は、施設の開館時間及び休館日について、必要があると認めるときは、町長の承認を受けてこれを変更することができる。開館時間の延長等については積極的に提案すること。なお、提案する場合は、現状との比較を容易にするため、現状維持とした場合及び時間延長等を実施した場合の両方について、運営経費を提案すること。

ウ 利用者ニーズの把握及び反映

指定管理者は、利用者からのアンケート実施等による意見把握を行い、その結果に基づきサービス提供や管理運営状況の分析・検証を行い、管理運営に反映させること。

(3) 自主事業に関すること

指定管理者は、一向平キャンプ場施設の管理業務（以下「管理業務」という。）の遂行を妨げない範囲において、事前に琴浦町と協議の上、自己の責任及び費用負担により施設を活用して自主事業を実施することができる。なお、内容を変更する場合も同様に協議すること。

魅力のある自主事業は施設の利用促進にもつながることから、積極的に提案すること。自主事業を実施するにあたり、施設等に増改築などの改造を行ったときは、指定管理期間終了時まで当該指定管理開始日を基準として原状回復を行うこと。ただし、期間終了後引き続き指定管理を行う場合にあってはこの限りではない。

- ア 施設の設定目的に沿った事業内容とすること。
- イ 利用者のニーズが反映されていること。

- ウ 自主事業の実施にあたり、事業実施に要する法令に基づき実施されること。
- エ 自主事業の実施にあたり、必要な人員を配置すること。ただし、管理業務の遂行を妨げない範囲であれば、当該管理業務と兼務させることを妨げない。

(4) 災害等発生時の対応業務

- ア 災害発生時の一時避難場所及び避難経路等について、利用者に周知すること。
- イ 開館時においては、利用者の避難誘導等の安全確保を最優先にすること。
- ウ 開館時・閉館時を問わず、施設の損壊等の被害を最小限に抑えること。

(5) 登山者及び散策者等への案内等に関すること

当該施設は、大山隠岐国立公園内にあり、キャンプ場やサウナの利用者に限らず、登山者や散策者等も施設内の駐車場、トイレ、森林体験・交流センター、バーベキューハウス等を利用することから、キャンプ場運営に支障のない範囲で、これら一般利用者への案内及び対応を行うこと。

また、全ての利用者が快適に施設を利用できるよう、サウナ利用者が他の利用者の視界に入らないようにするなど、適切な配慮を行うこと。

(6) 業務委託

指定管理者が行う業務の一部を再委託することは可能とする。ただし、再委託する場合は、そのことを事業計画書に明示すること。なお、全業務を一括して他の事業者にも再委託することはできない。

(7) その他業務

指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を受けてその他の業務を行うことができる。施設の利用促進を図るため、積極的に提案すること。

(8) 町への報告に関すること

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成及び収支決算書の作成

(9) 施設の修繕に関すること

施設及び設備等の修繕で、金額が10万円（税抜き）未満で軽微なものは、指定管理者が行うものとする。

(10) その他

- ア 関係機関との連絡調整
- イ 指定期間終了にあたっての委託業務の引継ぎ
- ウ その他業務（管理業務に関する庶務、経理等の事務、申請書類等の作成等）

5 町が直接行う業務

- (1) 町に専属的に付与された行政処分に関すること。
- (2) 浄化槽及び井戸の法定点検事務に関すること。
- (3) 火災保険に関すること。
- (4) キャンプ場として借り上げている土地の賃借に関すること。

6 管理業務の処理に必要な経費

- (1) 管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、利用料金及び「4 指定管理者が行う業務」の(3)に掲げる自主事業の収入によって賄うものとする。
- (2) 指定管理料の支払方法、支払時期は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、町と指定管理者が協議し、双方で締結する協定で定める。

7 琴浦町と指定管理者との責任分担

次の表に掲げる事案に係る町と指定管理者との責任の分担は、原則として同表に定めるとおりとする。

種類	内容	負担者	
		琴浦町	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他事由による利用料金収入の減		○
税制変更	指定管理者に影響を及ぼす、消費税、法人税など税制変更による税負担額の増減		○
法令の変更	施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
苦情対応	施設利用者等からの苦情対応		○
事故対応	施設及び管理地内における事故への対応		○
施設・設備の修繕、改修	経年劣化によるもの（10万円（税抜き）未満）		○
	経年劣化によるもの（10万円（税抜き）以上）	○	
備品の修繕、更新	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（10万円（税抜き）未満）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（10万円（税抜き）以上）	○	
設備投資	利用促進のための設備投資		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の全部又は一部の利用停止		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱及び暴動その他の琴浦町又は指定管理者いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により発生する施設、設備の修復による増加費用	○	
	不可抗力により発生した指定管理者の損害、損失及び増加費用		○
	指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合	都度協議を行う	

利用の変更、 中止及び延期	琴浦町の責任による変更、中止及び延期	○	
	指定管理者の責任による変更、中止及び延期		○
	利用者の責任による変更、中止及び延期		○
	利用者の利用放棄、破綻		○

8 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、令和8年（2026年）10月1日から令和12年（2030年）3月31日までの3年6か月の期間とする。

9 その他の条件

- (1) 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、町及び現指定管理者から事務引継を受けなければならない。
- (2) 町の実施するイベント、災害の発生など特別の事情がある場合は、指定管理対象施設の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者はこれに協力しなければならない。

10 指定管理料

指定管理業務に係る経費について町が指定管理者に支払う指定管理料の上限は、下表のとおりとする。これを基に管理業務収支計画を作成すること。

(1) 当該年度の指定管理料の上限

年 度	指定管理料（消費税及び地方消費税含む）
令和 8年度	1, 650千円
令和 9年度	3, 300千円
令和10年度	3, 300千円
令和11年度	3, 300千円

(2) 指定管理料の支払

当該年度の指定管理料の支払いについては、町と指定管理者との間で締結する協定締結する協定で定める。

11 施設の利用料金

- (1) 施設の利用料金及び売上は、指定管理者の収入とする。
- (2) 指定管理者が実施する自主事業の収入は、指定管理者の収入とする。
- (3) キャンプ場使用料は、指定管理者の収入とする。
- (4) 利益の配分

指定管理者は、各年度末をもって実績精算を行い、その結果、各年度の最終営業利益が200万円を超えた場合は、200万円を超えた金額の利益の10パーセント（1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を、各年度の決算終了後に町へ支払うものとする。ただし、赤字が生じた場合は、町はこれを補填しないものとする。

12 応募資格等

(1) 応募資格

指定管理対象施設の指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。団体の場合は、必ずしも法人格を必要としない。また、複数の団体から構成される共同体による申請を行おうとするときは別添参考「共同経営体（コンソーシアム）による応募に関する事項」を必ず参照すること。

次に掲げる事項に該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。また、構成員の全てが下記に該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの。

ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

- ・成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお、従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

- ・公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者。

エ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当するもの。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

- ・役員が、暴力団対策法第2条第6項に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

- ・役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

- ・役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- ・役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- ・役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

オ 直近1年間の法人税、地方消費税又は町県民税等を滞納しているもの。

13 応募の方法

指定管理対象施設の指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を町長に提出すること。

(1) 応募書類の受付期間

令和8年7月6日（月）から令和8年8月3日（月）まで

（上記期間のうち、土、日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）

※現地説明会を行うので、応募しようとする者で現地確認が必要な場合は参加願います（「14 現地説明会の開催」を参照）。

(2) 応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便によること。ただし、本項(3)コについては、パワーポイント形式又はPDF形式によるデータをメールにて送付すること。

なお、上記の提出にあつては、令和8年8月3日（月）午後5時15分必着とする。

イ 応募書類の提出先は、琴浦町商工観光課とする。

(3) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。

ア 琴浦町公の施設の指定管理者指定申請書（別添様式第1号）

イ 一向平キャンプ場の管理業務に関する計画書（別添様式第2号）

ウ 一向平キャンプ場の管理業務に関する収支計画書（別添様式第3号）

エ 現在の事業内容等がわかるもの（別添様式第4号）

事業内容、活動内容、団体PRなどを記載すること。

パンフレットなどがあれば添付すること。

オ 定款、規約及び登記簿謄本など

※法人以外の団体にあつては、団体の設立を定めた規約

※A4サイズ、モノクロ可

カ 直近の3年度の貸借対照表及び損益計算書（設立から3年を経過していない場合にあつては、設立時からの貸借対照表及び損益計算書）

※法人以外の団体にあつては、直近の3年度の収支決算書（設立から3年を経過していない場合にあつては、設立時からの収支決算書）

キ 指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類（別添様式第5号）

ク 直近1年度分の納税証明書

ケ プレゼンテーションに使用する資料（実績、事業計画、取組方針など）

コ 一向平キャンプ場の事業計画公表用スライド（別添様式第8号）

※コの資料については、本項(5)ウにかかわらず選定委員会前に琴浦町ホームページ等に公表するものとする。そのため、本様式についてはイラスト・図等を用い、簡潔明瞭にスライドが3枚以内に収まる程度にまとめること。

また、次の事項について承知すること。

①選定にあつては、本資料の優劣だけをもって選定されないこと。

②施設の整備及び事業実施にあつては、自然公園法その他法令により制限を受ける又は実施ができないなど、制約がある可能性があること。

③施設の整備及び事業計画の実施において、町の助成など財源を担保するものではないこと。

サ 共同経営体にかかる協定書（共同経営体による応募の場合。任意様式）

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本8部（そのうち1部は製本をしないもの）を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。なお、前号コの資料（様式第8号）については、データの提出もあわせて行うこと。（パワーポイント形式又はPDF形式）

(5) 応募に当たっての留意事項

- ア 応募書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。
- イ 応募書類及び追加資料は返却しない。
- ウ 応募書類及び追加資料は、琴浦町情報公開条例に基づき、公開することがある。
- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差し替えは、原則として認めない。
- オ 応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する経費は、すべて応募する法人等の負担とする。

(6) 質問事項

応募についての質問は、質問書（別添様式第6号）を応募書類提出先に送付して行うこと。なお、質問書の提出については令和8年7月17日（金）を締切とする。

14 現地説明会の開催

指定管理者に応募しようとする者で現地確認が必要な場合は、下記の通り施設状況の説明会を行うので、参加すること。（現地説明会への参加が指定管理者申込の必須条件ではない。）

(1) 日程

令和8年7月23日（木） 午後1時30分～

(2) 場所

鳥取県東伯郡琴浦町野井倉688-129外 一向平キャンプ場

(3) 内容

施設の現況についての説明

(4) 申込

現地説明会に参加する者は、現地説明会参加申込書（別添様式第7号）により申し込むこと。（申し込み締切日：令和8年7月17日（金）必着）

15 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

- ア 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上が図られること。
- イ 管理業務計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ 管理業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模（財務状況）及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること。
- エ 管理収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

(2) 選定方法

選定委員会において書類審査、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 日程：令和8年8月10日（月）午前10時00分～

※時間帯は応募数による

イ 場所：琴浦町役場本庁舎2階 防災会議室

ウ 内容：上記(1)の選定基準に照らして書類及びプレゼンテーションの内容を概ね6名の審査員により総合的に審査し、最も適当であると認められる法人等を指定管理者として選定する。

※プレゼンテーションの所要時間（最長）は、1申請者あたり説明20分、質疑応答20分程度を予定。

(3) 選定結果の公表

町長は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等のすべてに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、町との交渉権を有する複数の者を、順位を付して定め、第1順位の交渉権を有する者から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が整ったものを当該候補者に決定する場合がある。

16 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を指定管理対象施設の指定管理者とする旨の議案を令和8年9月に開催される予定の琴浦町議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。なお、町と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において速やかに行うものとする。

17 スケジュール

年月日	内 容（略称）
令和8年 7月 6日（月）	一般公募開始
令和8年 7月17日（金）	質問書提出期限 現地説明会参加申込書提出期限
令和8年 7月23日（木）	現地説明会
令和8年 8月 3日（月）	一般公募終了
令和8年 8月10日（月）	選定委員会
令和8年 9月	琴浦町議会定例会（9月）提案
令和8年10月 1日（木）～	契約等（※議会議決を前提として） 指定管理の開始

18 お問い合わせ先及び応募書類の提出先

琴浦町商工観光課 観光担当

【住所】〒689-2392

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2 厚生棟1階

(本庁舎と同じ敷地内で別の建物になります。次ページ略図参照)

【電話】(0858)52-1713 (直通)

【FAX】(0858)52-1714 (直通)

【E-mail】syoukougankou@town.kotoura.tottori.jp

【対応時間】午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

本庁舎周辺略図



(別表1)

種類		所在地	数量
建 物	トイレ (2棟)	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688番地129	96.76平方メートル
	炊事棟 (2棟)	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688番地129、688番地130	97.92平方メートル
	管理棟	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688番地129	104.78平方メートル
	森林体験・交 流センター 棟(サウナ施 設含む)	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688番地130	257.13平方メートル
	バーベキュー ーハウス	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688番地130	81.50平方メートル
工作物	水風呂	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688番地130	12.24平方メートル
	給水施設	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688番地130、691番地	1式
	コンテナ 倉庫 (2棟)	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688番地130	1式

(別表2) 別表1以外のキャンプ場施設

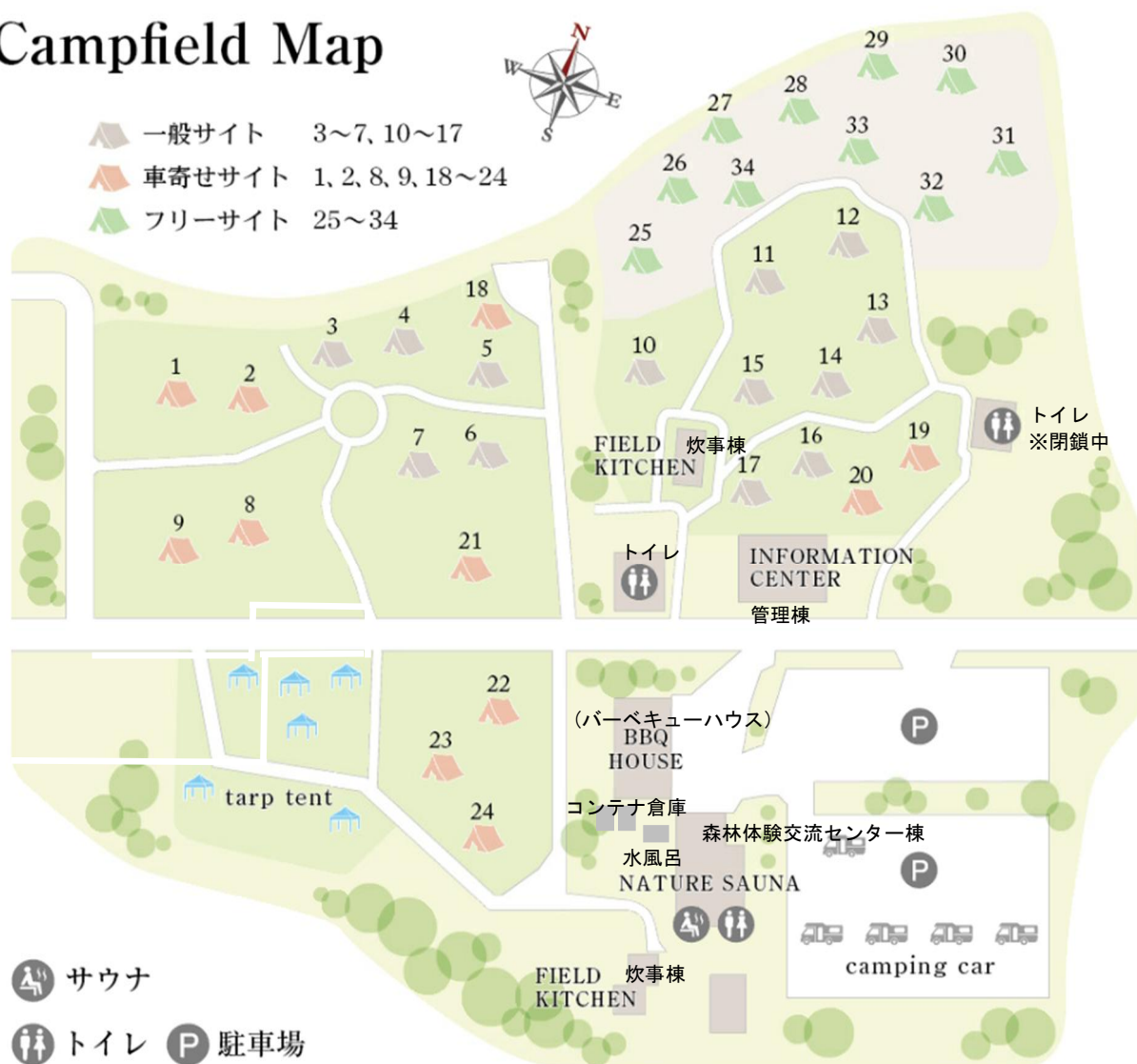
施設名称	規格構造	数量	備考
排水施設	合併浄化処理槽(2基) 配管	1式	
給水施設	集水槽(集水堰堤2基) 沈殿槽(ろ過槽) 受水槽、配管	1式	キャンプ場区域外
給水施設(井戸)	井戸ピット、受水槽、滅菌器 配管	1式	
テントサイト	木製枠他	45 区画	全サイト合計
園路	W=1.5m、L=442m		
駐車場	アスファルト舗装	2面	面積2,520㎡

(別表3) キャンプ場備品

	種 類	数 量	備 考
管理棟	ストーブ	1	
	電話機(F A X付き)	1	
	冷蔵庫	1	
	長机	2	
	事務机	2	
	消火器	1	
森林体験交 流センター	衝立	3	
	座机	2	
	事務用ロッカー	1	
	事務机	1	
	折りたたみ式イス	16	
	折りたたみ式ロングテーブル	4	
	リクライニングチェア	8	
	パーテーション	2	
	鍵付きロッカー	2	
	カラーレーザープリンター	1	
	ストーブ (丸型)	2	
	消火器	3	
	バーベキュー ハウス	業務用冷凍冷蔵庫	1
消火器		1	

一向平キャンプ場 平面図

Campfield Map



【施設・設備一覧】

種類	数量	施設名称	規格構造	数量	
建 物	トイレ (2棟)	96.76㎡	排水施設	合併浄化処理槽 (2基)	1式
	炊事棟 (2棟)	97.92㎡		配管	
	管理棟	104.78㎡	給水施設 (キャンプ場区域外)	集水槽 (集水堰堤2基)	1式
	森林体験・交流センター棟	257.13㎡		沈殿槽 (ろ過槽)	
	バーベキューハウス	81.50㎡		受水槽	
工作物	水風呂	12.24㎡	配管	給水施設 (井戸)	1式
	給水施設	1式	井戸ピット		
	コンテナ倉庫 (2棟)	1式	受水槽		
			滅菌器		
			ろ過器		
			配管		
			テントサイト	木製枠	45基
			園路	W=1.5m、L=442m	
			駐車場	アスファルト舗装(2面)	

共同経営体（コンソーシアム）による応募に関する事項

第1 共同経営体（コンソーシアム）による応募

1. 複数の法人が共同して管理運営を行おうとする場合（以下「共同経営体」という。）は、共同経営体を結成し、応募することができる。
2. 共同経営体による応募にあたっては、構成員のうちいずれか1社を「代表事業者」として定めなければならない。代表事業者は、本公募における全ての法的手続き、契約の締結、および指定管理業務全体の統括について全責任を負うものとする。なお、代表事業者は、第2に定めるキャンプ実績事業者、サウナ実績事業者、共同経営体において行おうとする募集要項「4 指定管理者が行う業務」（3）に該当する自主事業（以下、「自主事業」という。）があれば自主事業の実績事業者のいずれかでなければならない。
3. 共同経営体を構成する事業者は、本公募において、他の共同経営体の構成員となり、または単独で応募することはできない。

第2 共同経営体の構成員の資格要件

共同経営体として応募する場合は、構成員全体として、次に掲げる実績および要件のすべてを満たしていなければならない。

1. キャンプ場等の管理運営実績

構成員のうち少なくとも1社が、同規模以上のキャンプ場またはアウトドア施設の管理運営実績を有すること。

2. サウナ・温浴施設の管理運営実績

構成員のうち少なくとも1社が、公衆浴場法または旅館業法に基づく許可等を受けたサウナ施設または温浴施設の運営実績を有すること。

3. 自主事業の管理運営実績（自主事業を行おうとする場合に限る。）

構成員のうち少なくとも1社が、自主事業の運営実績を有すること。

4. その他

構成員のすべての法人が、募集要項「12 応募資格」（1）のア～オのすべてに該当しないこと。

第3 出資割合および業務分担

1. 代表事業者の出資割合（または構成比率）は、共同経営体内で最大（他のすべての構成員個別の割合を上回る割合）でなければならない。
2. 代表事業者以外の構成員（非代表事業者）であっても、運営責任を担保するため、原則として各構成員ごとに60%を構成員数で除して得られる割合以上の出資割合（または構成比率）を有することを要件とする。
3. 応募にあたっては、「共同経営体協定書（仮称）」及び「業務分担表」を作成し、その写しを町に提出しなければならない。また、協定書の内容を変更したときにおいても同様とする。これらに記載された業務分担は、各事業者（キャンプ・サウナ、自主事業を行おうとするときは自主事業）の専門性を適切に活かしたもの

でなければならない。

4. 「共同経営体協定書（仮称）」において定める事項は、次のとおりとする。

- ① 共同体の名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 成立及び解散の時期・条件
- ④ 各構成員の住所、商号、代表者
- ⑤ 代表事業者及び権限
- ⑥ 各構成員の担当事業及び部門責任者
- ⑦ 出資比率及び利益配分、損失の負担方法
- ⑧ 取引金融機関（指定管理料を収受する金融機関）
- ⑨ その他共同経営体の運営において必要と定める事項

第4 指定期間中における構成員の変更・撤退

1. 指定管理者に指定された後、指定期間中において、町の承諾なしに共同経営体の構成員を変更し、または出資割合を変更することは原則として認めない。
2. 共同経営体の構成員は、本施設の管理運営業務の履行に関し、町に対して連帯して責任を負うものとする。
3. 万が一、指定期間中に代表事業者以外の構成員が破産、解散、または撤退した場合であっても、代表事業者が中心となり、残された構成員で単独、または町が承認する代替事業者を速やかに確保し、全ての業務（キャンプ・サウナ・自主事業を行おうとするときは自主事業）を中断することなく継続しなければならない。

第5 運営体制および安全・衛生管理義務

1. 共同経営体は、それぞれが担当する事業の責任を明確にするため、募集要項「4 指定管理者が行う業務」（2）①のアに掲げる統括責任者のほか、キャンプ部門、サウナ部門、自主事業を行おうとするときは自主事業部門ごとにそれぞれの実務実績に基づく専門の「部門責任者」を配置しなければならない。
2. 部門責任者の兼務は可能とする。ただし、兼務させる場合は、各部門の法令（公衆浴場法、消防法、自主事業を行おうとするときは自主事業の実施に要する関係法令）に基づく資格要件を完全に満たしていることに加え、繁忙期等においても双方の安全・衛生管理業務に支障をきたさない具体的な人員バックアップ体制を企画提案書において示さなければならない。
3. サウナ施設の運営にあたっては、公衆浴場法、消防法に基づく各種責任者又は管理者（衛生管理責任者、防火管理者等）を適切に配置すること。
4. 自主事業の実施にあたっては、事業の実施に必要な各種法令に基づく各種責任者または管理者等を適切に配置すること。

様式第 1 号

琴浦町公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

琴浦町長 福本 まり子 様

申請者

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話番号

担当者名

指定管理者の指定を受けたいので、琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者として管理することを希望する公の施設
一向平キャンプ場

2 添付書類

- (1) 一向平キャンプ場の管理業務に関する計画書 (様式第 2 号)
- (2) 一向平キャンプ場の管理業務に関する収支計画書 (様式第 3 号)
- (3) 事業、活動の分かるもの (様式第 4 号)
- (4) 定款、規約及び登記簿謄本などの写し
- (5) 直近 3 期分の当該団体の経営状況を説明する書類 (決算書等の写し)
- (6) 欠格条項に該当しないことを説明した書類 (様式第 5 号)
- (7) 納税証明書
- (8) 一向平キャンプ場の事業計画公表用スライド (様式第 8 号)

【備考】

共同経営体で応募する場合は、(3)～(7)の書類を全ての構成員が作成し添付することにあわせ、共同経営体にかかる協定書(様式任意)の写しを添付すること。

一向平キャンプ場の管理業務に関する計画書

施設の管理業務に対する基本方針

指定管理者の指定を申請した理由

施設の現状に対する認識及び今後のあり方

施設の管理業務に係る職員体制

1 管理体制（組織図・職員数）

2 研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）

3 緊急時の対応

（1）防犯、防災に対する態勢

（2）その他の緊急事態に対する態勢

施設の運営に関する事項

- 1 運営期間について
※キャンプ場の開設期間などについての計画について記載してください。

- 2 利用料金の設定について

- 3 サウナ、森林体験・交流センターの活用について

- 4 キャンプサイトの活用について
※形状等の再整備計画があれば記載してください。

- 5 自主事業計画
※提案があれば別紙自主事業計画書を提出してください。

- 6 利用者・利用者に対するサービス向上策

7 利用者の要望の把握及びその実現策

8 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務

9 町外からの誘客促進の具体策

10 大山滝、中国自然歩道の活用について
※周辺施設の活用案があれば提案してください。

11 その他

自主事業計画書（ 年度）		
事業名	目的・内容	実施時期・回数

※ 指定期間の各年度ごとに作成のこと。

様式第4号

企業・団体名	
事業内容、活動内容、PR、事業実績など（書式自由） パンフレット等があれば添付してください	

※共同経営体（コンソーシアム）による応募の場合は、構成員ごとに作成すること。

申 立 書

琴浦町長 福本まり子 様

名 称
申立者 所 在 地
代表者氏名

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

記

当法人（団体）は琴浦町一向平キャンプ場指定管理者募集要項12、応募資格等に規定する応募資格に係る欠格条項のいずれにも該当しません。

12 応募資格等**(1) 応募資格**

指定管理対象施設の指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。団体の場合は、必ずしも法人格を必要としない。また、複数の団体から構成される共同体による申請を行おうとするときは別添参考「共同経営体（コンソーシアム）による応募に関する事項」を必ず参照すること。

次に掲げる事項に該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

また、構成員の全てが下記に該当しないこと。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの。
- ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ・成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお、従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - ・公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者。
- エ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当するもの。
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - ・役員が、暴力団対策法第2条第6項に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ・役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - ・役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ・役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ・役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- オ 直近1年間の法人税、地方消費税又は町県民税等を滞納しているもの。

※共同経営体（コンソーシアム）による応募の場合は、構成員ごとに作成すること。

様式第6号

一向平キャンプ場 指定管理者募集要項等質問票

令和 年 月 日

質 問 事 項	
質 問 内 容	
企 業 ・ 団 体 名	
所 属 ・ 担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X	
電子メールアドレス	
回 答 ※記入しないこと	

(送付先) 琴浦町商工観光課 観光担当
FAX 0858-52-1714
メール syoukougankou@town.kotoura.tottori.jp

様式第7号

現地説明会への参加を希望する団体は、必要事項を記載のうえ
令和8年7月17日（金）までに商工観光課までFAX、メールまたは
直接提出してください。

【担当】

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2

琴浦町商工観光課 観光担当

電話 0858-52-1713 FAX 0858-52-1714

メール syoukoukankou@town.kotoura.tottori.jp

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

琴浦町商工観光課 御中

令和8年7月23日（木）13:30に開催される現地説明会への参加を希望します。

企業・団体名			
所在地			
参加予定者氏名			
所属・役職			
電話番号			
ファックス番号			
電子メール			
参加人数			

キャンプ＋サウナ＋] = 一向平キャンプ場に行こう！

提案者名称：

自由記載

IKKOGANARU
CAMPFIELD

